

沓岐振興局専決許可
 ー新規許可申請を受け付ける漁業ー

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
かご漁業	はえनाव式雑魚かご漁業（箱崎地区）	共同漁業権北共第45号の区域及びその沖出し区域。	4月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県沓崎市芦辺町瀬戸浦、箱崎大左右触、箱崎中山触、箱崎江角触、箱崎谷江触、箱崎本村触、箱崎釘ノ尾触、箱崎諸津触の区域に住所を有する者であること。	対象とする	対象とする	令和7年3月24日から4月23日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業権者の同意書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	同時に使用するかごの数は100個を超えてはならない。 ただし、共同漁業権内では50個を超えてはならない。	（許可日）から令和9年8月31日まで